

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から平成元年3月まで

私の母親は、A市の広報や同市から国民年金への加入を勧める通知書等が届いたことをきっかけに、将来、私が少しでも多く年金を受け取れるようにと考え、また、その当時、私はバイク通学をしていたが、国民年金に加入していなければ、万が一事故で障害が残った時に年金の障害給付が受けられないことを知って、私が20歳になった昭和61年\*月、A市役所B分室に行き、国民年金の加入手続を行った。

保険料については、母親が、A市から送られてきた納付書により、昭和61年\*月の1か月分を納付し、その後については、毎年、一括して前納により、A市役所B分室の窓口で納付した。保険料額は、月額7,000円台だったと思う。

申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその弟の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の弟についても、20歳から国民年金に加入し、厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人の母親の国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の母親は、「申立人の20歳の誕生月である昭和61年\*月に、A市役所B分室に行って国民年金の加入手続を行い、保険料については、A市から送られてきた納付書により、同年\*月の1か月分を納付し、その後につい

ては、毎年、一括して前納により、同分室の窓口で納付した。1年間の保険料を前納により納付した理由は、保険料が割引される上、10万円ほどの現金を常時手元に置いており、その範囲での納付が可能であったからである。」と具体的に証言しているところ、同市によると、同分室において、保険料の収納は可能であったとしている上、申立期間に係る1年間の前納による保険料額はおおむね10万円弱であり、申立内容と一致している。

さらに、申立人の母親の知人は、「申立人の母親が、子供の国民年金保険料を学生の時から納付していたと話しているのを覚えている。私自身は、自分の子供が学生の時には、国民年金保険料を納付していなかったことから、申立人の母親に、『それは、将来いいね。』と返答したこともあって、よく覚えている。」と証言している。

加えて、A市によると、成人式において国民年金への加入勧奨を行うなど、20歳からの加入勧奨を行っていたとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から54年3月まで

私の母親は、「国民年金の保険料を納付していなければ、事故や病気等で障害になっても障害年金は出ない。」という話を聞いて、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを明確に覚えている。また、さかのぼって保険料を納付したことがあること、同時期に兄の国民年金保険料を納付していたことも覚えている。

昭和55年3月に自宅が火災で全焼し、当時の保険料の納付に関する書類はすべて消失してしまった。母親はまだ心身とも健丈であり、母親の記憶に間違い無いことを確信している。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの期間について、申立人の母親は、「息子が万一障害を負った時、障害給付が受けられなくなることを懸念し、国民年金への加入手続を行ったこと、保険料をさかのぼって納付したことがあること、及び同時期に申立人の兄の保険料も納付していたことを明確に記憶している。」と証言しているところ、当該期間について、申立人の両親は保険料の納付済期間である上、申立人の兄についても52年7月以降は納付済期間となっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の母親が加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、54年7月ごろと推認される上、当該期間について、申立人は、制度上、任意加入の被保険者とされるところ、

オンライン記録及び特殊台帳によると、20歳到達日から強制被保険者として資格取得されていることから、当時、過年度納付書が発行された可能性も否定できず、保険料をさかのぼって納付したとする納付意識の高い申立人の母親が、当該期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然では無い。

一方、申立期間のうち、昭和50年12月から52年3月までの期間については、上記のとおり、申立人の母親が加入手続を行ったものと推認される時点においては、時効により保険料を過年度納付できない期間となる上、申立人及びその母親には特例納付を行ったとする記憶も無い。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月から平成3年3月まで  
② 平成9年1月から14年4月まで

私の夫は、平成21年に年金記録が気になったので、社会保険事務所（当時）に赴いて、年金記録を照会したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

私は、申立期間①の国民年金保険料について、送付された納付書で、夫婦二人分の保険料を市役所で納付しており、そのうち、一度だけ社会保険事務所で5、6万円を納付したと記憶している。また、申立期間②の保険料は、60歳になるころに市役所で「65歳まで保険料を納付するんですよ。」と言われたので、納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、社会保険事務所に赴いて、夫婦二人分の国民年金保険料を1度だけ納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人の夫については、平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を5年2月25日に過年度納付していることが確認できることから、申立人はこの時に社会保険事務所で保険料を納付した可能性がうかがえる。

また、申立人は、5、6万円の国民年金保険料を納付したとしており、当該期間の保険料は、夫婦二人分で5万400円であることから、申立人の記憶とおおむね一致している。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料については、申立人が納付していたと

していることから、保険料の納付を行っていた申立人が、その夫の保険料を納付していながら自身の保険料を納付していないとは考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和63年5月から平成2年12月までについて、申立人は、国民年金保険料を市役所及び社会保険事務所に赴いて、送付された納付書で納付したとしているが、市によると、国民年金の資格取得の届出が無いと、現年度の国民年金保険料の納付書が発行できないとしており、申立人には、申立期間の届出に関する記憶が無く、市の記録においても、申立期間に申立人が国民年金の資格取得の届出を行っていることは確認できないことから、申立人に対して現年度の国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。また、申立人は、1度だけ、社会保険事務所で国民年金保険料を納付したとしており、上記のとおり、平成5年2月25日に社会保険事務所で過年度納付していることがうかがえるが、この時点では、当該期間の保険料は時効により納付することができない。さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、60歳になるころに市役所で「65歳まで保険料を納付するんですよ。」と言われたので、保険料を納付したとしているものの、申立人に任意加入の届出及びその保険料の納付に関する具体的な記憶は無く、オンライン記録及び市の記録においても、申立人の申立期間②に係る任意加入の届出が確認できないことから、申立人が市役所に赴いて、納付書で当該期間の保険料の納付を行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年6月20日及び28年3月21日）及び資格取得日（27年2月1日及び29年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、26年6月及び同年7月は5,000円、同年8月から27年1月までは6,000円、28年3月から同年8月までは7,000円、同年9月から29年7月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月20日から27年2月1日まで  
② 昭和28年3月21日から29年8月1日まで

私は、昭和22年4月5日にA社に入社し、平成2年9月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和22年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年6月20日に資格を喪失後、27年2月1日に同社において再度資格を取得し、その後28年3月21日に資格を再度喪失後、29年8月1日に同社において再々度資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、B社が保管する人事台帳によると、申立人は昭和22年4月5日に入社し、平成2年9月30日に定年により、勤続43年6か月（522か月）で退職しており、継続して勤務していたことが確認できる上、勤続年数は、厚生年金保険の加入記録で確認できる月数497か月と申立てに係る月数25か月の合計522か月と一致する。



また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人と同時期に被保険者記録を有する元従業員12人を把握し、聞き取り調査を行った結果、二人は申立人の在職を記憶しており、そのうち申立人と同じ職種で勤務していたとする元従業員は、「私は、申立人と一緒にA社がB社と合併する昭和40年まで勤務していた。その間、申立人も職種に変更は無かった。」と証言しており、当該元従業員二人については当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

さらに、B社によると、「昭和40年11月1日にA社と合併する前の人事記録は無いものの、当社が保管する人事台帳には入社・退社日が記載され、勤続年数及び賞罰欄には永年勤続表彰の記録が列記されていることが確認できることから、届出を誤ったものと考えられる。」としている。

加えて、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立期間を含む、昭和22年11月1日から平成2年9月30日までの間、継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人がA社において継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申立人と同時期に勤務し、同様の業務に従事したと推認される同年代の元従業員の標準報酬月額の記録から、26年6月及び同年7月は5,000円、同年8月から27年1月までは6,000円、28年3月から同年8月までは7,000円、同年9月から29年7月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付を確認できる資料が残っていないため不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年6月から27年1月までの期間及び28年3月から29年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月19日から同年6月23日まで

私は、昭和45年5月にB社からA社C支店に出向したが、A社C支店はB社と同一フロアにあり、5月末までB社の残務処理をし、切れ目なく勤務したと記憶しているにもかかわらず、昭和45年5月19日から同年6月23日まで厚生年金保険の被保険者記録が途切れている。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、商業登記簿謄本によると、B社及びA社の代表取締役は同一人であったことが確認できる上、元同僚の証言から判断すると、両社は関連会社であったと認められる。

さらに、B社でD課に在籍していた元同僚は、「申立人は私と同一フロアで毎日仕事をしていたので、申立人が同社からA社に異動したのは知っている。申立人は本社（B社）採用なので、厚生年金保険の被保険者記録が途切れることは考えられない。」と証言している。

加えて、A社の元同僚も、「昭和45年5月ごろに申立人がB社からA社に異動してきた。」証言している。その上、オンライン記録によると、申立期間前

後に、B社からA社に異動している9人については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における資格取得時（昭和45年6月）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履については、事業主の所在が不明であり、当時の状況を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、10万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、5万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、11万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、11万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月10日

A社において、平成19年4月10日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、当該保険料は年金給付に反映されない記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年度の賃金台帳を見ると、申立人は、平成19年4月10日に、7万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年7月1日まで

私は、昭和28年11月1日にC社（後に、A社と合併）に入社し、54年4月30日に退職するまでの間、継続して勤務し、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において昭和28年11月1日から54年4月30日までの間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社によると、「昭和41年11月1日の当社とC社との合併時に、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を誤った可能性が考えられるが、継続勤務しているので、厚生年金保険料は給与から控除していたはずである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は、当時の資料を廃棄しているため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月26日から同年4月1日まで

昭和35年4月1日付けでA社本社から同社C支店に転勤した。同年3月の給料は本社で支払いを受けているので、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された人事関係記録により、申立人が申立期間の前後を通じてA社で継続して勤務（同社本社からC支店に異動。なお、当該異動日については、申立人の供述等から昭和35年4月1日とすることが妥当である。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和35年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日に A 社に入社し、現在も在職しているが、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの間、事業所が誤った標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届けていた。その後、事業所から訂正届が提出されたが、時効により年金の給付に反映されない期間となっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月に 18 万円から 62 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18 万円）となっている。



しかしながら、A社から提出された申立期間に係る給与台帳から、申立期間について、標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料について、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの期間及び58月2月から62年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年6月まで  
② 昭和58月2月から62年10月まで

昭和57年4月にA市役所から国民年金に加入するよう請求があり、国民年金に加入した。A市の男性職員が二人自宅に来て、「国民年金の集金です。払うものは、払って貰わないとあかん。払ってくれんと帰らん。」と言ったので、1回か2回、何か月分か覚えていないが、6,000円か7,000円の規定の金額を現金で納付したのに未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年12月2日に払い出されていることが確認できることから、この時点では、申立期間①及び申立期間②の約半分は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、制度上、申立人が国民年金に加入できない20歳になる前の期間であり、申立期間②については、オンライン記録によると、国民年金の未加入期間であることが確認できるため、申立期間①及び②共に国民年金保険料の納付勧奨が行われたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたB町では、国民年金保険料の二重納付を避けるために、前住所地の市町村役場に納付状況を確認した上で、国民年金被保険者名簿を作成することが必要となるが、これらの事務手続を行ったとする記録は無い上、前住所地のA市で申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成元年3月まで

私が20歳になった昭和60年\*月から平成元年3月までは学生であり、国民年金は任意加入であったが、母親が私の国民年金加入手続を行い、昭和60年\*月から国民年金保険料を納付してくれていた。母親は任意加入して国民年金保険料をすべて納付しており、二人の姉についても学生の間は20歳から国民年金に加入している。申立期間当時、父親は社会保険事務所(当時)に勤務しており、年金制度の重要性やしくみについて理解しており、私だけ61年12月6日に国民年金被保険者資格を喪失することは考えられない。

また、年金記録では、昭和61年11月分の国民年金保険料が62年4月30日に納付されているとのことであるが、61年12月6日に国民年金の被保険者資格を喪失する手続をとりながら、翌年4月の時点で保険料を納付したとされていること自体不自然である。

両親も全期間保険料を納付したと断言しているので納付記録が無いことに納得できない。年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時、学生であった申立人は、20歳になった昭和60年\*月から、その母親が国民年金の任意加入手続を行い、以降、平成元年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの申立期間について、国民年金保険料をすべて納付したと主張しているが、オンライン記録によると、60年\*月から任意加入し、61年11月までの保険料が納付されていることは確認できるものの、同年12月6日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、市が保管する収滞納一覧表の記録とも一致する。

また、申立人が所持する厚生年金保険に加入した際に発行されたと推認される年金手帳には、昭和の時期に発行された年金手帳から切り離されたと考えられる「国民年金の記録(1)」の頁がホッチキス留めで貼付<sup>ちょうふ</sup>されており、当該頁の「被保険者でなくなった日」の欄には、昭和61年12月6日と記載されており、上記の記録内容と一致することから、この日に資格喪失届が提出されたと考えるのが自然であり、申立期間の保険料が納付されたと考えるのは困難である。

さらに、申立人は、「年金記録では、昭和61年11月分の国民年金保険料が62年4月30日に納付されているとのことであるが、61年12月6日に国民年金の被保険者資格を喪失する手続きをとりながら、翌年4月の時点で保険料を納付したとされていること自体不自然である。」と主張しているが、61年11月は申立人の被保険者期間であり、保険料を納付しなければ未納とされるため、当該月の保険料の納付時点が被保険者資格の喪失日以降であることだけをもって、申立人に係る年金記録が不自然なものであるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から54年2月までの期間、63年12月、平成4年3月及び8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から54年2月まで  
② 昭和63年12月  
③ 平成4年3月  
④ 平成8年11月

私が昭和54年3月に結婚するまでは、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った上で、国民年金保険料を納付してくれていたはずである（申立期間①）。

また、結婚後は、国民年金の加入手続を行ったことについてはっきりとした記憶は無いが、後に転居したB市で国民健康保険に加入した。その際、B市役所の職員に、国民健康保険の加入手続を行えば国民年金の加入手続は不要であると説明されたので、後日郵送された納付書により国民年金保険料を金融機関で納付したはずである（申立期間②から④まで）。

申立期間が未納又は未加入であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年8月7日にC社会保険事務所（当時）で払い出されていることが確認でき、この時点においては、当該期間の国民年金保険料は時効により納付できない。また、申立人が申立期間①当時に住んでいたA市を管轄しているD社会保険事務所（当時）から、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付してい

たと主張しており、申立人自身は当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時使用されたはずの年金手帳を母親から譲り受けた記憶も無いとしている上、申立人の母親も当時の記憶が定かではないとしているため、納付状況等の詳細が不明である。

- 2 申立期間②から④までについては、申立人は、申立期間②より前にB市に転居した際、同市役所の職員に国民健康保険の加入手続を行えば国民年金の加入手続は不要であるとの説明を受け、それ以降、同市役所で国民年金の諸手続を行うことなく国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、同市役所によると、当該期間当時も国民健康保険と国民年金の加入手続はそれぞれ別に行う必要があったとしており、申立人の主張と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立期間②及び③は未納期間であるが、それぞれの期間に係る国民年金被保険者資格の喪失日及び取得日の入力は平成8年6月19日に行われており、入力前は、申立期間②は第3号被保険者期間、申立期間③は未加入期間として管理され、申立期間④は未加入期間であることが確認できる。このことから、申立人は、申立期間②から④までについて国民年金の第1号被保険者として取り扱われておらず、当該期間に係る国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、B市役所の現年度保険料に係る収納記録である収滞納一覧表を見ると、申立期間②に係る保険料の収納記録は無く、申立期間③及び④は未加入期間として管理されていたことが確認できるため、同市役所は、申立期間②から④までに係る申立人の国民年金保険料を収納していなかったと考えられる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、市の職員が自宅に訪れ、「この辺りの国民年金の保険料を集金して回っているの、ぜひこの機会に納付してほしい」と言われ、家族全員分について、過去の未納分に1か月分の保険料を加えて納付したと母親から聞いている。そのころ、私の自宅はずっと工事中だったので、同市の職員も、当初、人が住んでいるかどうかわからなかったが、人の出入りを見て、居住者がいることが分かったので訪ねたようだ。

当時は店を経営しており、経済的にも過去の未納分の保険料を一括で納付することは可能であった。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で平成2年1月に払い出されている上、市の年金記録（マスターチェックリスト）によると、元年12月13日に、申立人の被保険者資格を昭和58年4月1日にさかのぼって新規に取得する事務処理を行った旨の記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、このころには特例納付の受付は実施されていない（第3回特例納付の実施時期は53年7月から55年6月までであり、以降特例納付は実施されていない。）ことから、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付することは、制度上困難である。



さらに、国民年金被保険者原票及び市の年金記録（マスターチェックリスト）のいずれにおいても、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、当時の同居家族である申立人の両親及び妹についても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の母親も、さかのぼって納付したとする保険料額についての記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1501

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から46年3月まで

昭和39年10月に夫が会社を退職し、夫婦で自営業を開始したので、夫婦そろって国民年金に加入した。婦人会で保険料を集金していたのでそこで納めてきたのに、39年10月から46年3月までの期間が未納とされていることが分かった。私たちは、夫婦で間違い無く保険料を納めていたのに未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月、夫が会社を退職したことを契機に国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を集金人に納付してきたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は48年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と相違する上、この時点では、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和48年2月14日時点で適用漏れであったことが確認できる上、申立人には、39年10月当時、国民年金手帳の交付を受けたとする具体的な記憶も無く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成2年12月まで

私は、平成21年に年金記録が気になったので、社会保険事務所（当時）に赴いて、年金記録を照会したところ、未納があることが分かった。

また、申立期間の保険料は、妻が納付しており、年金記録について、市役所及び社会保険事務所で問い合わせをしたが、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を市役所及び社会保険事務所に赴いて、送付された納付書で納付したとしているが、市によると、国民年金の資格取得の届出が無いと、現年度の国民年金保険料の納付書は発行できないとしており、申立人の妻には、申立期間の国民年金の届出に関する記憶が無く、同市の記録においても、申立期間に申立人が国民年金の資格取得の届出を行っていることは確認できないことから、申立人に対して現年度の国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人の妻は、1度だけ、社会保険事務所で国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成3年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を5年2月25日に過年度納付していることが確認でき、この時に社会保険事務所で保険料を納付したことがうかがえる。しかしながら、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の妻が、申立人に係る申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計

簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1503

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年7月まで

昭和39年4月26日にA社を退職してから、47年7月に私自身が経営する会社に厚生年金保険が適用されるまでの期間、B市で国民年金に加入し、保険料を納付した。国が定めた制度には賛同し、保険料を納付するのが当然と考えてきた。税理士に任せていたが、年金の保険料や税金は必ず銀行で納付した。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年12月に払い出されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人が39年4月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を必ず銀行で納付したとしているところ、B市では、昭和48年ごろまで、集金人が各家庭を訪問し、手帳に直接印紙<sup>は</sup>を貼る方式で保険料を収納していたとしており、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとする顧問税理士は既に亡くなり、事務を承継した当該税理士事務所も存在しない上、申立人自身は納付に直接関与していないため、申立期間に係る納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年7月まで

A市で結婚してからは、出産して子供もおり、国民健康保険に入っていたので、国民年金についても保険料の納付記録があるはずである。保険料を納付した証拠になる帳簿や書類なども、A市に住んでいた際に被った工場火災やB市に住んでいた際の震災により、すべて失った。

C市に転居した際、数回、社会保険事務所（当時）を訪れたが、結婚前の厚生年金保険の加入期間だけでは受給権を満たすだけの加入年数が足りないと言われるばかりで、申立期間の保険料の納付状況については調べてもらえず、私には年金の受給権が無い。

私は、外地で出生し、20歳で本土に引き揚げ、住所を転々とし、<sup>ようや</sup>漸く起業した工場では、家族総出で夜遅くまで働いてきた。結婚してからは、出産を経て、その後、工場火災、倒産にみまわれ、主人と共に借金返済のため懸命に働いてきた。

A市に住んでいたころは、将来のため、郵便局の簡易保険や民間の生命保険にも加入しており、国民年金に加入し、保険料を納付しないはずがない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、A市が保管する国民年金被保険者名簿にも申立人に係る同名簿が確認できないことから、申立人が申立期間において、

国民年金の被保険者として取り扱われていたとは考え難い。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとする顧問税理士は既に亡くなり、事務を承継した当該税理士事務所も存在しない上、申立人自身は納付に直接関与していないため、申立期間に係る納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 13 日から 35 年 7 月 12 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 22 日から 38 年 10 月 26 日まで  
③ 昭和 38 年 10 月 26 日から 41 年 9 月 15 日まで

申立期間の脱退手当金が昭和 46 年 5 月 19 日に支給済みとされているが、私は、厚生年金保険と国民年金が通算されることを知っていたので、退職後は国民年金に加入しており、会社を退職して 4 年以上も経過して脱退手当金を受給したとされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 8 か月後の昭和 46 年 5 月 19 日に支給されているが、社会保険事務所(当時)に保管されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、脱退手当金の支給決定直前の同年 5 月 13 日に戸籍上の氏名に変更されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求に併せて氏名変更がなされたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人は、厚生年金保険と国民年金が通算されることを知っていたとしているが、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから、約 3 年半後の昭和 45 年 3 月に国民年金手帳の交付を受けるまで、強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金に加入していない上、受給した記憶が無いという主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年6月11日まで

私は、昭和33年3月1日にA社に入社し、B職として勤務していたにもかかわらず、入社した同年3月1日から同年6月11日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年3月1日からA社にB職として勤務していたと主張しているところ、申立人が記憶する元同僚は、「申立人が入社して間もなく申立人に出産の祝い金を渡したと記憶している。」と証言しており、戸籍謄本から、申立人の長女は同年\*月\*日に誕生していることが確認できることから、申立人は申立期間のうち、当該時点においては同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が保管する同社C支店に係る従業員名簿によると、申立人の入社年月日は昭和33年6月11日であり、厚生年金保険の記録と一致する。

また、A社によると、「従業員名簿に記載されている者はB職として採用した者であり、申立人については、昭和33年6月11日にB職として入社したことは確認できるが、それ以前に入社した記録は無い。また、B職については採用する前に本社に稟議書<sup>りんぎ</sup>を提出し許可を得る必要があり、申立人の場合も、同年5月10日付けで稟議書を提出していることから、申立期間において厚生年金保険に加入させることはない。」としている。

さらに、申立期間においてA社C支店の厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚4人及び元従業員一人を把握し、聞き取り調査を行った結果、そのうち4人は、「申立人がB職として同社に入社したことは覚えているが、入社時期

については、分からない。」とし、残る一人は、「申立人を記憶していない。」としているため、申立期間における申立人の勤務状況が確認できない。

加えて、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月末から同年 12 月 10 日まで

昔のことなので資料も無く、当時の状況はあまり思い出すことができないが、昭和 33 年ごろ、一緒に面接を受け、同時期に勤務した同級生から、「A社で勤めた4か月分の年金をもらうようになった。」と聞いた。共に同じ期間、同じ場所で勤務したにもかかわらず、私には、その記録が無いことが不満なので申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に一緒に面接を受け、入退社時期も同じだったとする同級生が、A社で勤めていたとする期間について、B社において厚生年金保険被保険者となっていたことを理由に申し立てたとしている。しかし、当該同級生の同社における被保険者期間は申立期間とは異なる上、申立人については、当該同級生の同社における被保険者期間（約4か月間）のうち、約2か月間について、C社D営業所において被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人は、自身の運転免許証の交付日が昭和32年12月\*日であることから、「同年11月末まではE県の自動車学校の寮にいたと思う。免許を取得した後、同級生と一緒にA社へ行った。」と供述しているが、当該同級生は、「自身のB社に係る被保険者期間と同社で勤務していた期間は一致している。」と証言しており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、「B社で勤務していたときの給与は、C社よりもずっと多かった。」と供述しているところ、当該同級生のB社における申立期間当時の標準報酬月額、当該期間の申立人のC社における標準報酬月額よりも低くなっており、申立人の供述と異なる上、申立期間当時、B社で被保険者記録を有する別の元従業員も、「同社は下請業者であったので、給与は低かった。ま

た、A社では多くの下請業者の従業員が一緒に働いていた。」と証言しており、申立人の勤務状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時にB社で被保険者記録を有する元従業員が、一緒に勤務していたとする者の中には、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において氏名を確認できない者が複数いることから、申立期間当時、当該事業所では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月ごろから 30 年 7 月ごろまで  
② 昭和 34 年 9 月ごろから 35 年 7 月ごろまで

申立期間①については、昭和 27 年 4 月ごろ自宅の隣に住んでいた当時の代表取締役の妹の紹介でA社に入社し、勤務していた。また、申立期間②については、B社元従業員の紹介で入社し、C職として 24 時間交代で勤務していた。両期間ともに勤務していたことは確かであるため、記録が欠落していることに納得できない。きちんと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な供述及び元同僚の証言等から、期間は特定できないものの、申立人はA社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 10 月 1 日から申立期間①の終期の 1 か月後の 30 年 8 月 1 日までの間に被保険者記録が確認できる 23 人中、所在が確認できた 7 人（当時の代表取締役を含む。）に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち 6 人から回答があったものの、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、A社によると、「当時の雇用関係書類等が無く、当時の状況を知る者もいないため、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。」としている上、当時の事務担当者から聴取しても、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社には 30 人程度の従業員が勤務していた。」と供

述しているが、上記の被保険者名簿によると、申立期間①当時の被保険者数は最大 15 人であり、当該事業所は当時、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる上、申立期間①当時の申立人の年齢は 18 歳未満であるところ、元従業員が、「当時は、18 歳以上の職人である正社員のみが厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、上記の被保険者名簿によると、昭和 30 年 8 月 1 日までに被保険者資格を取得している者の資格取得日における年齢は全員 18 歳以上であることが確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人は B 社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が確認できる 73 人中、所在が確認できた 19 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち 12 人から回答があったものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は平成 19 年 1 月 16 日に破産手続廃止の決定が確定されており、申立期間②当時の事業主等の所在も不明であることから、申立人の勤務実態、保険料控除等について確認することができない。

- 3 このほか、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は確認できない上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から同年 6 月まで  
兄の紹介でA社に勤め、兄が退職する 10 日くらい前に退職した。他の会社は、入社後すぐに厚生年金保険に加入させてくれたので、同社でも勤務した期間は厚生年金保険に加入していたと思うので調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員二人が、申立人のことを記憶している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が同僚として記憶している従業員3人の名前が確認できることから、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時は見習いとして働いており、自分の雇用条件は自分の兄と当該事業所の事業主が話し合っ決めて、給与も兄から受け取っていた。」と供述しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかについては確認できない。

また、申立人の兄及び事業主は既に死亡しているため証言を得ることができない上、上記の元従業員からも、申立人の給与から事業主により保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、申立人は、社会保険事務所（当時）で、「名前は分からないが、兄の資格喪失日の10日前に喪失している人が一人いる。」と言われ、当該記録が自身のものであると主張しているが、被保険者名簿には、そのような事実は確認できない上、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号にも欠番が無く、申立人の記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から29年6月30日まで

私は、昭和24年4月1日にA店という個人商店に入社した。会社に住み込みでの勤務であったが、不祥事を起こした担当者の後任となったことから、全国を出張する日々が続き、29年6月末に退職するまで、ほとんど会社にはいなかった。

A店は、私の在職中に、B社という名称の株式会社に改組され、当然、厚生年金保険の適用も受けているはずなので、私の申立期間に係る厚生年金保険加入記録が存在しないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、在籍時期は特定できないものの、申立人がA店に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚3人（申立人の弟を含む。）の被保険者記録は確認できない上、管轄する法務局において当該事業所に係る法人登記が無く役員も不明であり、加えて既に適用事業所でなくなっていること等から、申立人の当時の勤務状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社は昭和27年8月2日に厚生年金保険の新規適用を受けていることが確認でき、申立期間のうち24年4月1日から27年8月1日までは、同社が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であり、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社の厚生年金保険の新規適用日である昭和27年8月2日に、同日以前から当該事業所に勤務し申立人のことを覚えているとする元同僚二人を含む計17人が、一斉に

厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の氏名は確認できない上、同名簿の整理番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、当該事業所に、上記の新規適用日以後においても勤務していたと主張しているが、新規適用日より後に入社した元従業員4人を調査したところ、申立人を記憶する者は皆無である上、上記のとおり、当該事業所には、新規適用日の時点において少なくとも17人が在籍していたにもかかわらず、申立人は、当該事業所の従業員数は4人程度であったとしており、当時の当該事業所の状況と申立人の記憶に相違がある。

その上、上記の新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚二人のうち一人は、「当該事業所は、従業員に結核患者が出たことを機に健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となり、その際、従業員全員が健康診断を受診した。」としているが、申立人は、健康診断を受診した記憶が無く、健康保険証の交付についても明確な記憶が無いと供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 29 日から 42 年 11 月 9 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 26 日から 48 年 2 月 20 日まで  
③ 昭和 57 年 9 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間について、実父が経営するA社において勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が全く無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和 39 年 7 月 29 日から 42 年 11 月 9 日までの期間及び 44 年 4 月 26 日から 48 年 2 月 20 日までの期間、A社において、それぞれ継続して勤務していたとしているところ、A社の複数の元従業員によると、「勤務期間は分からないが、申立人は、同事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 49 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①及び②当時の元事業主（申立人の父親）は既に亡くなっていることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、申立人が主張する法人組織としての事業所ではなく、個人事業所として厚生年金保険の適用がなされており、事務センターによると、「制度上、厚生年金保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、個人事業主及び事業主と生計を一にする親族は厚生年金保険の被保険者資格を取得することはできない。」としている上、法務局によると、当該事業所に係る商業登記の記録は見当たらないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①及び②において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和40年7月21日から同年11月3日までの期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

- 2 申立期間③については、申立人は昭和57年9月1日から59年9月1日までの間、A社に継続して勤務していたとしているが、元従業員からの証言を得ることができず、申立人の勤務状況について確認することができない。

また、前述のとおり、A社は昭和49年6月21日に適用事業所でなくなっており、申立期間③当時は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和57年9月1日にB社を退職後、申立期間③において、健康保険の任意継続をしていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、中学校卒業後 A 社に入社し、B 工場で勤務していた。

A 社には 3 年間勤務していたのに、ねんきん特別便によると、同社における厚生年金保険加入記録は 1 か月となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A 社において、昭和 35 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失しており、申立人が中学校卒業後に同社に入社したことは確認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 30 人を調査したところ、このうち 26 人が、申立人についての記憶がないと回答している（4 人は無回答）。また、回答者 26 人のうち、同社 B 工場ができたときから勤務していたとする元従業員は、申立人と同時期に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した記録のある複数の元従業員を記憶しているものの、「C 職をしていたことから工場の隅々まで知っているが、申立人については記憶が無い。」と証言している。さらに、申立期間当時、社会保険関係事務を担当していたとする元従業員のうちの一人は、「給与計算も担当していたので、1、2 年勤務していたのであれば覚えているはずであるが、申立人については覚えていない。」と証言している。

加えて、調査対象とした上記の元従業員 30 人のうち 22 人が、「自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致する。」と回答している（残る二人は「分からない」とし、6 人は無回答）上、上記とは別の元社会保険関係事務担当者は、「当社では従業員全員を、厚生年金保険に加入させていた。また、在職中

にもかかわらず、資格喪失させるような手続は行っていない。」と証言している。

これらのことから、A社では、従業員の全員を適切に厚生年金保険に加入させていたことが推認でき、申立人が同社に勤務していた期間は、比較的短期間であったことがうかがえ、申立人は、申立期間当時には同社に勤務していなかったと考えられる。

このほか、上記の被保険者名簿及び同名簿の索引簿によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 41 年 8 月まで

私は、A社に1年間勤めた。給料から厚生年金保険料が控除されていたことは間違い無く、当時の社長の長女である元同僚が、私が同社に在籍していたことと厚生年金保険に加入していたことを証明してくれている。平成 17 年 11 月 8 日の老齢厚生年金裁定請求時には、同社に係る被保険者記録はあったはずだし、その時にB社会保険事務所(当時)発行の厚生年金保険被保険者証を預けたが、返却されたときには、C社会保険事務所(当時)再発行の被保険者証になっていたこともあり、私の被保険者記録は改ざんされたと思っており、調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人が同僚として記憶している従業員の氏名が多数確認できることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿においては、申立人が、自分の前任者として記憶している元従業員の被保険者記録を確認できない上、申立人がA社の社会保険事務担当者として記憶している元同僚は、「申立人のことを覚えていない。社会保険事務の担当者は、私ではなく、給料計算も担当していた経理担当者(故人)である。」と証言しており、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、上記の元同僚は、「私は昭和 40 年 4 月に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録があるのは同年 12 月からである。また、厚生年金保険に加入していなかった期間に厚生年金保険料が給料から控除されていたとは思えない。」と証言しているほか、別の元従業員も、「A社では、厚生年金

保険の被保険者資格を取得する前から働いていた。資格を取得する前に、給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかまでは分からない。」と証言していることから、同社では、必ずしもすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったと考えられる。

なお、事業主の長女は、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していた旨を証言しているが、保管されている当時の資料に基づいた証言ではなく、事業主の長女はA社の事務所で常時勤務しておらず、社会保険事務を担当していなかったとの証言が得られたこと等から、申立人が厚生年金保険に加入していたとする事業主の長女の証言をそのまま認めることはできない。

加えて、被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無い上、健康保険番号には欠番が無く、申立人の記録が欠落していることをうかがわせる不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人がA社の次に勤務したD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和41年10月11日に被保険者資格を取得した際に、初めて厚生年金保険の記号番号を払い出されていることが確認でき、申立人は、その後転職する際（5事業所）には、当該記号番号を続けて使用していることが確認できる。

また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を見ると、i）申立人の旧姓及び上記の記号番号が記載されていること、ii）資格取得日が昭和41年10月11日であること、iii）47年9月5日にC社会保険事務所（45年4月にB社会保険事務所から名称変更）が再発行したことが確認でき、47年当時の事務取扱いから考えて、申立人の被保険者証が、初めて年金記号番号が払い出されたときに勤務していたD社を管轄するC社会保険事務所において再発行されたことに不自然な点はない。

このほか、申立人が主張する、被保険者証が平成17年11月8日に再発行されたという事実は確認できない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 26 日から平成 8 年 12 月 18 日まで

私は、申立期間にA社で勤務していた。自宅の1階を営業所に、2階を宿泊ができる保養所として同社に使用させていた。また、B社及びC社の保養所にもなっていた。私は、その保養所の管理の仕事をしていたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の現在の担当者は、「申立人については、当社の元従業員の被扶養配偶者であった記録はあるが、申立人自身が当社で勤務していた事実、及び当社が申立人の自宅を営業所兼保養所として使っていた事実は無い。」としている上、申立人の元夫も同様の証言をしており、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことは確認できない。

また、B社及びC社の現在の担当者も、「申立人の自宅を保養所として使用したことは無い。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 8 年 12 月 18 日までの期間については、国民年金第 3 号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで

私は、母が死亡した翌月の昭和 43 年 8 月から A 社で働き始めた。私が働き出してすぐに、当時、夫の健康保険の扶養から外れ、会社からは厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。47 年 9 月 30 日に退職するまで、正社員として勤務したのに記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A 社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社の当時の取締役兼事務担当者によると、「厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日は一致させていた。」と供述しているところ、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、同社において、昭和 46 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、47 年 9 月 30 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致することが確認できる。

また、上記の取締役兼事務担当者は、「申立期間当時、A 社の B 職、C 職等の固定給社員は全員入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、D 職、E 職、F 職は、固定給に加え歩合給があり、厚生年金保険の加入は本人の希望により、手続きしていた。申立人は、申立期間についても勤務していたと思われるが、出勤を伴う E 職であったため、昭和 46 年 2 月時点で本人が加入したいと申し出たことにより加入させたと考えられる。なお、厚生年金保険に加入していない期間について、保険料を給与から控除していたことはない。」と供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 10 月 1 日までの被保険者記録は確認できるもの

の、申立期間の被保険者記録は確認できない上、申立期間に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A社において申立期間を含む昭和43年8月から46年4月までの期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた24人に、申立人の厚生年金保険への加入状況について照会し、19人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は、平成元年12月3日に解散していることが確認でき、当時の代表取締役は既に死亡している等により、申立人の申立期間に係る勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から33年1月末日まで

私は、昭和27年春に高校を卒業後、A社にB職の形で入社し、業務に従事した。同社が倒産した33年1月末日まで勤めたが、同社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していたA社の社長や同僚等と撮影したとする写真を提出しており、勤務状況についても詳細に供述していることから、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当該写真の撮影時期や共に写っている同僚の氏名等を記憶していないため、申立人の勤務時期等についての証言を得ることができず、勤務した期間等を特定することができない。

また、申立人は、「A社に入社した時の雇用条件は、いわゆる『B職』で、決まった額の給与は受け取っていなかった。厚生年金保険料を事業主が社会保険事務所（当時）に納めてくれていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、申立人が勤務していたとするA社については、類似する事業所名称も含めた厚生年金保険の適用事業所（C市内に5事業所）の中に、申立人の記憶する所在地、業種及び従業員数等にあてはまる事業所が無く、申立人の記憶と一致するA社の法人登記も無いため、事業所の実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 21 日まで  
② 昭和 25 年 4 月 1 日から 30 年 10 月 19 日まで

A社を病気のため退職することになったが、病気が治ったらまた勤務したいと思っていたので、脱退手当金の請求手続は行っていないのに、社会保険事務所（当時）で確認したところ、申立期間の分は、脱退手当金として銀行に振り込んだと聞いた。

退職した後の期間は、病气中であり近くに銀行も無く口座も開設しておらず、納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、脱退手当金を支給した旨が記載されており、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されているところ、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時（昭和 34 年 8 月 17 日）は通算年金制度創設（36 年）前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に 20 年加入する必要があったことから、申立てに係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約 6 年であり、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはいかたがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 30 日から 41 年 12 月 1 日まで

昭和 36 年 9 月 30 日から 41 年 12 月 1 日まで、A社に勤務した期間の年金記録が空白となっている。当時、病気を患い入院した時に社長が健康保険証を病院に手渡してくれた記憶があるので調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「従業員数が 30 人余りの工場であったA社で、B職を行っていた。」としているが、元事業主の長男は、「A社は、C社のD部門であったが、従業員は3、4人であり、工場ではなかった。工場に勤務していたのであれば、関連会社で隣接していたE社のことではないか。」と証言しており、申立人がA社に勤務していたことは確認できない上、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。また、C社における申立人の厚生年金保険被保険者記録については、昭和 36 年 6 月 5 日から同年 7 月 5 日までの期間以外、確認することができない。さらに、E社は、平成 5 年 2 月 18 日に解散し、当時の事業主も既に死亡していること等から、申立人の申立期間当時における勤務状況は確認することができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査しても、申立人に係る記録は確認できない。

加えて、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時、E社において厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた 16 人に、申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、10 人から回答があり、そのうち 3 人は申立人らしき名前を記憶していたものの、申立人の勤務期間については記憶しておらず、申立期間における勤務実態は確認することができない。

その上、申立期間当時にE社で給与事務を担当していた元従業員のうちの一人が、「勤務期間は明らかではないが、申立人の名前には記憶がある。当時は正社員しかおらず、全員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言している一方、別の元従業員二人は、「申立人を記憶していないが、厚生年金保険の加入は社長任せであった。」、「二人ぐらいの従業員は正社員ではなく、アルバイトやパートで、厚生年金保険には加入していなかった。」とそれぞれ証言していることから判断すると、当該事業所においては、すべての従業員について厚生年金保険に加入手続を行っていたわけではなかったこともうかがえる。

なお、オンライン記録によると、申立期間については国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

また、申立人が記憶している保険証について、申立人は、「健康保険証はあったはずだが、直接見たことはなく、その後も使用した記憶はない。」と供述しており、申立人が政府管掌健康保険に加入していたことを確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から57年8月31日まで  
A社退職後、A社の紹介で、B社（C社）に勤務した。給与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元同僚の一人は、「私は、C社でD職の仕事をしていた関係で、申立人がパートタイマーとしてE職の仕事をしていたことを覚えている。申立人の勤務期間は2～3年くらいだったと思う。パートタイマーとして勤務していたので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言しており、複数の他の元同僚も当該事業所においてパートタイマーの厚生年金保険の加入については同様の取扱いであった旨、証言しており、C社では、正社員のほかに、厚生年金保険に加入していないパートタイマーの社員が勤務していたことがうかがえる。

また、C社は、「震災及び自社ビル売却等により資料の紛失、破棄があったため、当時の資料が提供できず、申立人の記録も確認できない。しかし、当社には当時、パートタイマーの社員として厚生年金保険に加入していない従業員が勤務していた。また、はっきりとした資料は無いものの、当時の当社の定年年齢は55歳であったと思われるので、それ以上の年齢の者が正社員として入社し、厚生年金保険に加入していたとは思えない。」としており、オンライン記録によると、複数の元従業員は、55歳の誕生日の翌日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、その後当該事業所において同資格を再取得した記録は確認することができない。



さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和46年から57年までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員65人に照会を行い、49人から回答を得たものの、申立人の同社における勤務期間、勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和47年9月26日に国民年金の被保険者資格を取得し、同月から52年8月までの間、国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、同年9月からは厚生年金の受給を開始しているが、申立人が厚生年金の受給者であった場合には、在職による年金額の支給調整（停止）を受けるべきところ、その記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。